(二)　次の表の中欄に掲げる基本手当の給付率に応じて定められている賃金日額の範囲の額について、次の表の上欄に掲げる受給資格者の年齢に応じて次の表の下欄に掲げる額とするものとした。（第一六条関係）

年齢	基本手当の給付率	賃金日額
六〇歳未満	一〇〇分の八〇から一〇〇分の五〇まで	四、九二〇円以上一万二、〇九〇円以下
六〇歳以上六五歳未満	一〇〇分の八〇から一〇〇分の四五まで	四、九二〇円以上一万〇、八八〇円以下

(三)　各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいう。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とするものとした。（第一八条第三項関係）

2　所定給付日数の改正

被保険者であった期間が一年以上五年未満である特定受給資格者について、三五歳以上四五歳未満である者の所定給付日数を一五〇日にするものとした。（第二三条第一項関係）

3　個別延長給付の創設

(一)　身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち、特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者又は特定受給資格者であって、次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができるものとした。（第二四条の二第一項関係）

(1)　心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者

(2)　雇用されていた適用事業が激甚災害として政令で指定された災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は離職したものとみなされた者であって、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者

(3)　雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害（厚生労働省令で定める災害に限る。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は離職したものとみなされた者（(2)に該当する者を除く。）

(二)　身体障害者等の就職困難者である受給資格者であって、(一)(2)に該当し、かつ、公共職業安定所長が(一)柱書きの基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができるものとした。（第二四条の二第二項関係）

(三)　(一)、(二)の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、次に掲げる受給資格者の区分に応じ、次に定める日数を限度とするものとした。（第二四条の二第三項関係）

(1)　(一)(1)及び(3)に限る。）又は(二)に該当する受給資格者　六〇日（所定給付日数について、受給資格に係る離職の日において三五歳以上六〇歳未満である特定受給資格者の区分に該当し、かつ、被保険者であった期間が二〇年以上である区分に該当する者（8により、特定受給資格者とみなされる者を含む。(2)、9(二)において同じ。）にあっては、三〇日）

(2)　(一)(2)に限る。）に該当する受給資格者　一二〇日（所定給付日数について、受給資格に係る離職の日において三五歳以上六〇歳未満である特定受給資格者の区分に該当し、かつ、被保険者であった期間が二〇年以上である区分に該当する者にあっては、九〇日）

4　移転費の改正

移転費の支給対象者として、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者（二の3(二)の厚生労働省令で定めるものを除く。）の紹介した職業に就く者を加えるものとした。（第五八条第一項関係）

5　教育訓練給付金の改正

教育訓練給付金の額について、教育訓練の受講のために支払った費用の額に一〇〇分の二〇以上一〇〇分の七〇以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とするものとした。（第六〇条の二第四項関係）

6　育児休業給付金の改正

被保険者の養育する子について、その子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあっては、当該被保険者がその二歳に満たない子を養育するための休業をしたときに、育児休業給付金を支給するものとした。（第六一条の四第一項関係）

7　雇用安定事業及び能力開発事業の留意事項の追加

雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の職業の安定を図るため、労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとした。（第六四条の二関係）

8　基本手当の支給に関する暫定措置の改正

特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）を特定受給資格者とみなして基本手当の支給に関する規定を適用する暫定措置を平成三四年三月三一日以前の離職者まで適用するものとした。（附則第四条第一項関係）

9　給付日数の延長に関する暫定措置の改正

(一)　受給資格に係る離職の日が平成三四年三月三一日以前である受給資格者（身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び特定受給資格者に限る。）であって、厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が3(一)柱書きの基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（個別延長給付を受けることができる者を除く。）については、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて、基本手当を支給することができるものとした。（附則第五条第一項関係）

(二)　(一)の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六〇日（所定給付日数について、受給資格に係る離職の日において三五歳以上六〇歳未満である特定受給資格者の区分に該当し、かつ、被保険者であった期間が二〇年以上である区分に該当する者にあっては、三〇日）とするものとした。（附則第五条第二項関係）

10　教育訓練支援給付金の改正

教育訓練支援給付金の額について、賃金日額に一〇〇分の五〇から一〇〇分の八〇までの範囲で厚生労働省令で定める率を乗じて得た金額に一〇〇分の八〇を乗じて得た額とするとともに、平成三四年三月三一日以前に教育訓練を開始した者について支給するものとした。（附則第一一条の二第一項及び第三項関係）

11　返還命令等の対象の追加

(一)　返還命令等及び報告徴収の対象の追加

偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者と連帯して不正受給額の返還又は納付額の納付を命ぜられる対象として、偽りの証明等をした募集情報等提供事業を行う者（二の5(一)の募集情報等提供を業として行う者をいい、労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者又は募集受託者に提供する者に限る。(二)において同じ。）を加えるものとした。（第一〇条の四第二項関係）

(二)　報告徴収の対象の追加

報告徴収の対象に、募集情報等提供事業を行う者を加えるものとした。（第七六条第二項関係）